

社会的養護に関する取り組みについて

私は、昨年、所属する川崎青年会議所での活動を通じて川崎愛児園の視察を行い、子どもたちと触れ合う機会を得ました。この時、実親からの虐待などの問題、子どもたちと実親との関係性改善に伴う問題、児童の抱える発達障害や知的障害などの問題、など児童養護施設の大きな課題を認識し、私は社会的養護の問題に取り組み始めました。社会的養護とは、保護者のない児童や保護者に監護させることが適当でない児童について、公的責任で社会的に養育し、保護すると共に、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行う事を意味します。これは、原則として、児童相談所が児童福祉法に基づき要保護児童を児童養護施設に措置をするか、里親委託措置をとることで始まります。このような二つの選択肢は存在していますが、実際のところ、要保護児童3万6千人のうちの85%程度が乳児院や養護施設などの施設で養育されており、里親委託の比率は他の先進国と比較しても決して高く有りません。例えば、オーストラリアでは9割超、アメリカ・イギリスでは7割超、ドイツ・フランスでは5割超の要保護児童が里親に委託されています。わが国でも里親委託率を向上させていく必要があります。私は、たびたび里親委託率の向上を図るための提言を、法務委員会や厚生労働委員会にて質疑の中で取り上げ、田村厚生労働大臣などと議論しました。本質的な課題は、児童相談所における措置のあり方にあると思われ、今後その改善についても提言していきたいと考えています。

里親委託は、児童相談所の強制的な措置により、里親と児童の養育関係を作る（法的な親子関係は実親に残る）ことを意味しますが、児童の健全なる成長という観点からは、虐待する実親との親子関係を切断し、

養親子関係を作ることにも検討されるべきです。現在、実親から生まれた直後に子どもと養親との特別養子縁組を斡旋する民間団体があります。このような特別養子縁組関係の構築は、子どもが誕生して即時に虐待死させられるような事態を回避するために非常に有効です。他方で悪質な斡旋業者もあります。このような民間養子縁組斡旋業者は、第二種社会福祉事業者としての届け出を行っているのみで、それ以外の法的な規制は受けておらず、この点について、抜本的な法的ルールが必要です。私は法務委員会や厚生労働委員会において、民法の特別養子縁組制度、戸籍法の特別養子縁組の記載方法等の改善と養子縁組斡旋業者に関する法律策定を提言しています。非常に重要な問題にも拘らず、これらに取り組んでいく政治家は限られています。私がこの問題を国会で提起したことで、各方面からご意見を頂きました。幸い、先の内閣改造で厚生労働大臣にこの問題に理解のある塩崎議員が就任されたので、何とか里親委託の推進、特別養子縁組活用のためのルール作り道筋をつけるべく、今後とも積極的に取り組んで参りたいと考えています。



6月6日 厚生労働委員会

椎名つよし通信

一緒につくろう、私たちの未来を

衆議院議員 比例南関東ブロック 神奈川県第9区(多摩区、麻生区)

桐蔭学園卒

元国会事故調 弁護士



プロフィール

- 1975年 東京都八王子市にて出生
- 1994年 桐蔭学園高等学校理数科卒業
- 1999年 司法試験合格
- 2000年 東京大学法学部卒業(法学士)
- 2002年-11年 弁護士として長島・大野・常松法律事務所(6年間)などの法律事務所に在籍
- 2011年 ロンドン・スクール・オブ・エコノミクス及びコロンビア大学国際・公共政策大学院修了(公共経営学修士)
- 2011年-12年 榊経営共創基盤勤務(同社から転籍し国会事故調にて原発事故調査に従事)
- 2012年 衆議院議員初当選
- 2013年 結いの党設立に参画
- 2014年 維新の党設立に参画
- 2014年 現在、麻生区百合丘在住(家族:妻)

所属する委員会
 経済産業委員会 委員 原子力問題調査特別委員会理事
 裁判官弾劾裁判所裁判員

通常国会を振り返って

本年1月24日に召集された第186国会は、6月22日に150日の会期を終了しました。昨年12月18日の結いの党設立後最初の国会であり、私達の真価が問われる国会でした。結いの党は、地域と民間が主役の社会を実現することを究極の目的とし、自公政権への協力路線へと変質する以前に私達がみんなの党で主張していた**行政改革、小さな政府、地域主権**といった政策をその柱として、理念政策を共有する勢力を結びつけて、政権担当可能な勢力を作るべく結成された政党です。今国会にて私達の掲げる政策を明確に打ち出すことが重要でした。

安倍首相は施政方針演説で「経済の好循環」なくして、デフレ脱却はない」とし、「好循環実現国会」と位置づけ、経済政策に関連して、医療分野での研究開発の司令塔となるいわゆる日本版NIHの設置に係る「健康医療戦略推進法」と「独立行政法人日本医療研究開発機構法」



質問時間ランキング第8位! (186国会)

政策を監視するNPO「万年野党」発行の『国会議員三ツ星データブック』によると、椎名つよしの質問時間が、全衆議院議員480名中第8位だったことがわかりました。昨年の通常国会(第4位)・臨時国会(第7位)に続いての高順位です。質問回数についても、30回と、第15位です。

「衆議院二ツ星議員」にも3回連続で選んでいただきました。これからも、国会質問を通じて国政をチェックします。



見よう!知ろう!みんなの国会!
 ★国会見学にお越しください!
 事務所スタッフがご案内します。
 お申し込みは当事務所まで!

電力自由化に係る「電気事業法改正」、インフラ輸出を推進するための「株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法」、など重要法案が議論されました。

しかし、国会最終盤の5月15日に安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会(安保法制懇)の報告書が出され、いわゆる集団的自衛権の行使に関する憲法解釈の変更などを巡る議論が行われるなど、終わってみれば、**安全保障政策に注目が集まった国会**でした。

今国会冒頭で議論をされた、平成26年度の予算3本(一般会計、特別会計、政府関係機関)については、衆議院で70時間、参議院で60時間と審議時間が短いなどの問題があり、結果として戦後史上3番目に早い3月20日に成立致しました。また、厚生労働委員会で議論された地域医療介護総合確保推進法は、医療法関係や介護保険法関係など関連性の薄い法律19本を一括して法改正するという乱暴な法律であり、予算同様に審議時間が十分に確保されず、全野党が反対する非常に問題の多いものとなりました。このように、随所に安倍首相の強いリーダーシップを背景とした**与党側の強引な国会運営が目立つ国会**となりました。その結果として、今国会では、内閣提出法案82本と衆参両院への提出議員立法案21本と非常に多くの法律が可決されましたが、その反面、**国会での議論が形骸化し**、野党が健全なチェック機能や代替案の提示機能を十分に発揮できず、**一強多弱と呼ばれる構図**が目立ってしまいました。

私は、今通常国会において、以下5点について積極的に取り組みました。

- ① 党の総務部長として、地方分権改革に関する議論
- ② 経済政策に関する議論
- ③ 今後の原子力・エネルギー政策に関する議論
- ④ 外交安全保障政策に関する議論
- ⑤ 児童虐待防止政策に関する議論

① 地方分権改革について

私は、結いの党の総務部会長を拝命し、今国会に政府から提出された法案の半数以上について、所属議員の意見集約をし、賛否の議論を主導するという非常に重責を担うことになりました。党の政策の根幹について党内議論を主導することができ、良い経験となりました。

総務部会では、経済成長戦略や構造改革など国家戦略を扱う内閣委員会、地方自治や通信行政などを扱う総務委員会、法務・司法行政などを扱う法務委員会の3委員会に係属する法案を扱います。私は、総務部会長として特に地方分権改革に重点を置きました。2月18日の本会議では、新藤総務大臣に対し、①各地方自治体の歳入歳出の合計見込額として地方財政計画（総額約83兆円）を総務省が中央集権的に定めることの問題点を指摘し、②総務省が各地方自治体に金銭を配分する地方交付税制度のあり方を見直し、自治体間の協議により財政調整を行ういわゆる地方共同税制度を採用すべきとの提言を行い、③総額約48兆円にも上る臨時財政対策債（赤字地方債）の償還及び地方自治体の財政健全化について、今後の政府の方針を質しました。

これからの時代は、日本の社会がグローバル経済の一部を構成する部分とローカルな経済圏で完結する部分との二極化が進んでまいります。ローカル経済は我が国のGDPの7割を占めますので、ローカル経済の発展こそが日本経済再生のカギです。しかし、現在の中央集権的な地方自治制度では地方の独自性を発揮しての自治体経営には限界があります。地方自治



4月25日 本会議

② 経済政策について

私は、日本の経済を再び成長軌道に乗せることが、一人一人の幸福の最大化に有効であると信じています。そのため、私は、民間主導の経済成長を促す経済政策の実現を自らの重点テーマの一つとしています。

経済成長の3大要因として、資本投入の増大、労働投入の増大、技術進歩があげられます。このうち資本投入の増大に関連して、法務委員会において、会社法改正の議論に重点的に取り組みました。会社法はビジネスの基本インフラであり、国際的に見て使い勝手のよい企業法制度の整備は、海外から日本への投資を促し、国内の資本ストックの増大に役立ちます。国際比較の視点や資本市場からの株主保護の視点から、いわゆるキャッシュアウト法制（公開買い付け後の金銭による少数株主の追い出し制度）の今後の運用について質し、コーポレートガバナンス強化に関して、社外取締役を法律上義務化すべきと提言しました。経営者側でも労働者側でもなく、ビジネスを資本市場の観点から大局的に取扱うことで、独自の立場を示しました。

また、労働投入の増大に関連して、法務委員会において、時間あたりの労働生産性（一人の労働者が一時間で生み出す付加価値）の向上について取り上げました。具体的には、経済成長を図るために、労働の質の向上が重要ですが、これを阻害するいわゆる日本型雇用慣行を形作る労働法制のあり方について、谷垣法務大臣と議論を致しました。

日本企業における時間あたりの労働生産性の低さは従前から問題とされています。時間あたりの労働生産性を

有化することで、実際に国が前面に出て事故収束を行うスキームを提言しました。また、川内原発の再稼働が現実化する中で、原子力問題調査特別委員会での質疑では、火山噴火への対策など新安全基準そのものの不十分さを指摘し、適合性審査の進め方について、避難計画の整備公聴会を法定した上で実施することを許可の要件とすべきとの提言を行いました。原発・エネルギー関連の取り組みについては前回のレポートに詳細に記載しましたので、是非併せてご一読頂きたいと思えます。

次の国会からは、資源エネルギー庁を管轄する経済産業委員会に所属することになりますので、今後は原子力問題のみならず、代替エネルギーの推進や化石燃料の安定的確保のための提言を含め、原子力・エネルギー政策に引き続き積極的に取り組みます。

④ 外交・安全保障政策について

私は米留学中に安全保障学を専攻しており、外交・安全保障を自らの重点テーマの一つと位置づけています。特に、日本の安全保障の議論には法的な理解が欠かせない事で、私は弁護士であることを活かし、国会の内外で外交・安全保障の議論に積極的に参加を致しました。

2月24日の予算委員会では、竹島の日に関連して今後の日韓関係について、4月1日の法務委員会では、国際司法裁判所が出された調査捕鯨に関する判決を受けて今後の捕鯨外交について、6月2日の外務・安全保障合同審査会では、国家安全保障戦略といわゆる集団的自衛権の問題について取り上げました。これらの詳細は以前のレポートに記載していますので併せてご一読頂きたいと思えます。

集団的自衛権の行使を容認するか否かという憲法上の議論は、あくまで国民が日本国憲法によって政府に授けられた権能の枠組みに関する議論であり、抽象的な議論に

体に対して、十分な権限と財源を移譲し、地域主体での街づくりを進めていく必要があります。これらを実現するため、今後とも地方分権改革に取り組んで参ります。

なりませんが、実際に政府が授けられた権能の範囲の中で何をどこまでやるのか、という個別政策立法の議論は全く行われていません。次の国会以降、これらの個別政策立法の議論が行われることになり、現実的な自衛隊の行動を規律する非常に重要な議論となります。将来の日本の安全保障を戦略的に考え、具体的に自衛隊が行うべき行動範囲に歯止めをかける議論をして参ります。これらの議論が本丸ですので、引き続き頑張って参ります。

⑤ 児童虐待防止政策について

私は、今国会から児童虐待防止にも力を入れ始めました。今国会で取り上げたのは、性的に虐待されている児童を守るための児童ポルノ禁止法の改正についてです。

私は、児童ポルノ単所持を禁止するための実務者協議の一員として数次にわたり各党代表者と協議を行い、改正法の成立を実現しました。従前、児童ポルノの販売や製造は禁止されていましたが、単所持が禁止されておらず、これを根絶することができませんでした。そこで供給側のみならず、需要側を規制することで、児童への性的虐待を表現したポルノを根本から無くすべきと考えました。憲法21条で保障される表現の自由や憲法31条から導かれる刑法法規の明確性の原則という2つの憲法の価値との調整など難しい問題もありましたが、協議の結果、何とか合意に達することができました。私は、参議院での法案審議では提案者を代表して答弁するなど貴重な経験をするこもできました。今後とも児童虐待を防止するため力を尽くして参ります。



6月4日 法務委員会



4月8日 法務委員会

向上させるためには、経営者による適材適所の人材資源配置を可能とし、人材の流動性を高めなければなりません。これに対する阻害要因となっているのが現在の労働法制です。私は、労働者解雇に関する金銭的解決手法などの積極的な提言を行いました。これらは、私自身の企業法務弁護士・経営コンサルタントとしての経験を活かすことのできる取り組みです。次の国会からは、経済産業委員会に所属することになりますので、引き続き、経済政策について重点的に取り組んで参ります。

③ 今後の原子力・エネルギー政策について

私は、原子力に依存しない社会を構築するための現実的なエネルギー戦略と行動指針を作ることを自らの重点テーマとしてしています。これが私の国会議員としての原点と言っても過言ではありません。私は当選直後より継続的に原子力問題調査特別委員会に所属しており、今後の原子力規制のあり方、原発再稼働に向けての条件福島第一原子力発電所の事故収束などに取り組んで参りました。今国会においても、予算委員会と原子力問題調査特別委員会とで、合計7回原子力の問題についての質疑を行いました。2月24日の予算委員会では、東京電力の福島原発事故収束に関する事業を法的に分社化した上で、法的整理手続きを取るなどして、福島第一原発を国



8月30日 多摩新町盆踊り



8月4日 川内原発視察



9月14日 五反田神社神輿



9月12日 多摩国政報告会

第186国会における発言

| 日付 | 時間 | 委員会 | 種別 | 質問内容 |
|-------|-----|---------|-----|---|
| 2月18日 | 6分 | 本会議 | 法案 | 平成26年度地方財政計画について、地方交付税制度について、臨時財政対策債について |
| 2月21日 | 40分 | 法務委 | 一般 | 大臣所信に対する質疑。横浜地検川崎支部における被疑者の逃走事件について、少年法改正について（検察官立ち会い事件の拡大について）、外国人技能実習生の課題について |
| 2月24日 | 30分 | 予算委 | 予算 | 竹島の日について、福島第一原発収束作業について、東京電力の分社化・国有化について |
| 2月26日 | 30分 | 予算委 | 予算 | 消防団の役割について、地方交付税・地方財政の再建について |
| 3月12日 | 30分 | 災害特委 | 一般 | 大雪被害対策のリスク分担について（農業共済制度の活用、農業への株式会社参入）、北海道南西沖地震における奥尻島の受けた被害の復興への反省について |
| 3月14日 | 30分 | 法務委 | 法案 | 裁判所定員法改正について（今後の弁護士任官のあり方などを含む） |
| 3月19日 | 40分 | 法務委 | 一般 | 社会的養護について（里親委託推進について）、特別養子縁組活用のための法整備について |
| 3月25日 | 40分 | 法務委 | 法案 | 少年法改正について（国選付添人・検察官関与の拡大について） |
| 4月1日 | 30分 | 法務委 | 一般 | 調査捕鯨に関する国際司法裁判所判決について、尊厳死について |
| 4月2日 | 30分 | 法務委 | 法案 | 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の改正について（専門職法人の税務上の取り扱い、専門職法人の有責任化など） |
| 4月3日 | 20分 | 原子力特委 | 一般 | 原発再稼働への避難計画の準備について、核テロ対策について（入場者の信頼性確認制度など） |
| 4月8日 | 30分 | 法務委 | 一般 | 弁護士法人の解散命令と弁護士自治との関係について、人材の流動性を高めるための労働法制改革（解雇の金銭的解決など）について |
| 4月16日 | 60分 | 法務委 | 法案 | 会社法改正について（キャッシュアウト法制、詐欺的会社分割について） |
| 4月17日 | 15分 | 原子力特委 | 一般 | 東京電力福島第一原発における作業員の死亡事故に関して作業員の安全性確保について、福島第一原発の炉心冷却に使用する高レベル汚染水の漏えいについて |
| 4月18日 | 20分 | 法務委 | 参考人 | 会社法改正（社外取締役義務化）に関連する参考人質疑 |
| 4月23日 | 20分 | 法務委 | 法案 | 会社法改正について（社外取締役義務化について） |
| 4月23日 | 3分 | 法務委 | 討論 | 会社法改正に関する賛成討論（社外取締役の義務化への言及を含む） |
| 4月24日 | 20分 | 憲法審 | 一般 | 憲法改正手続き法改正について（投票年齢の18歳への引き下げ、公務員の政治的行為の制限に関する検討） |
| 4月24日 | 15分 | 原子力特委 | 一般 | 新規基準は世界最高水準であるかについて（基準地震動や基準津波高の定め方） |
| 4月25日 | 5分 | 本会議 | 討論 | 地方自治法改正に関する賛成討論（大都市制度改革への言及を含む） |
| 5月9日 | 20分 | 法務委 | 参考人 | 法曹養成制度改革に関連する参考人質疑 |
| 5月14日 | 40分 | 法務委 | 法案 | 司法試験法改正について（法曹養成制度改革の見直し議論、試験科目変更など） |
| 5月16日 | 40分 | 法務委 | 一般 | 取り調べの可視化（法制審の事務局試案に指摘される可視化対象事件の範囲の拡大）について、社会的養護について |
| 5月21日 | 40分 | 法務委 | 法案 | 少年院・少年鑑別所法改正について（少年院等の耐震化工事、再非行防止策など） |
| 5月23日 | 20分 | 法務委 | 参考人 | 外国人受け入れ問題に関する参考人質疑 |
| 5月29日 | 15分 | 原子力特委 | 参考人 | 原子力規制のあり方に関する参考人質疑（確率論的リスク評価について） |
| 6月2日 | 15分 | 安保・外務合同 | 一般 | 国家安全保障戦略（NSS）について、いわゆる集団的自衛権に関する憲法解釈について |
| 6月4日 | 40分 | 法務委 | 法案 | 児童ポルノ法改正について |
| 6月5日 | 30分 | 原子力特委 | 参考人 | 原子力規制のあり方に関する参考人質疑（科学的リスクコミュニケーションについて） |
| 6月6日 | 30分 | 厚労委 | 一般 | 社会的養護について（里親委託推進、民間養子縁組斡旋業者に関するルール作り） |
| 6月11日 | 30分 | 法務委 | 法案 | テロ資金提供処罰法について（FATFによる指摘事項の確認） |
| 6月17日 | 一 | 参議院法務委 | 答弁 | 児童ポルノ法改正について |
| 閉会中審査 | | | | |
| 8月7日 | 20分 | 原子力特委 | 質疑 | 川内原発再稼働に関連して、今後の原子力規制のあり方について（稼働に関する政治的権限について、公聴会、避難計画の整備などを稼働の要件に組み込む必要性について） |

維新の党設立に際して

昨年12月9日、私が所属していたみんなの党が事実上分裂するという事態になり、私自身もみんなの党を離党致しました。そして、同18日にみんなの党を離党した15名で結いの党を設立し、この9カ月間結いの党の総務局長として党運営に携わって参りました。しかし、既に報道でも報じられている通り、結いの党は、本年9月21日、日本維新の会と合流して、新しく維新の党を設立することになりました。これら一連の所属政党の動きにつき、私の考えを記載します。

① みんなの党の分裂から結いの党設立の経緯

昨年私がみんなの党を離党する際に、理由として掲げた点は、**①**みんなの党の方向性が政権に対する監視監督と代替案の提示（加えて次の政権交代の受け皿たりうる存在感を示す）という野党の役割から党首の個人的な人脈に依存する自民党の補完勢力へ役割が変質したこと、**②**重要法案に関する賛否議論が党内政局に利用されるなど、政策より党内政局を重視する政党へと変質したこと、**③**異論を排除するなど党内民主主義が崩壊し、公党としての機能を果たせなくなったこと、の三点です。

私は、以上のような理由で、信頼できる友人たちと理想とする社会の実現のための政策実現ができる政党を最初から立ち上げるという選択をし、みんなの党を離党する決断をしました。昨年12月の新しい政党の立ち上げの際には、同僚議員と多くの議論を経て、党の実現すべき理念政策を、本来みんなの党が掲げていた自由主義的な経済観に基づく規制緩和を軸とした民間主導の経済成長を促す政策と現実主義的安全保障観に基づく外交・安全保障政策並びにこれらの政策実現を基礎づけるインフラ整備としての地方分権改革や行政改革などとなりました。

加えて、私たちは、定期的な政権交代が起る政治構図を作ることこそが日本の民主主義を適正化するために必要であると考え、新しい政党が政権交代の受け皿としての能力を持ち合わせるために理念政策を共有できる勢力を「結び」つけ、連携するという意味合いを込めて、「結いの党」と名づけました。

② 通常国会終了以降の日本維新の会との関係性

本年6月に通常国会が終了後、結いの党の江田憲司代表は、日本維新の会所属議員と会談を重ね、8月3日に、合流に向け

ての協議を行う旨合意しました。私も、結いの党の法務・庶務・総務担当として、最前線で実務者として協議を行って参りました。政策に関する協議については、両党の原点が既存の中央集権型の官僚主導政治に対する問題意識を前提とした地方分権と行政改革であり、両党とも規制緩和を中心とした民間主導の経済成長政策や現実主義的な外交・安全保障政策を訴えており、比較的内容に大筋合意に至りました。他方、政党の運営に関する協議、特に党名、組織体制、人事などについての交渉は両党の持っている文化が非常に異なっており、難航致しました。

最終的には9月7日、両党の幹部で構成される合併協議会の議論により、当面一年間は、江田、橋下の両氏が新党の共同代表を務めることなどを中心とした組織案が確定し、難航した交渉も妥結しました。その後、全議員の投票により、党名を「維新の党」とすることが決定され、9月21日に品川プリンスホテルにて結党大会が開かれる運びとなりました。

③ 私自身の決断

私自身、一昨年の12月に当選をして以来、地元の高摩区・麻生区の皆様から、自ら立候補をした所属政党を離党する選択は有権者に対する裏切り行為であるとの教示頂いてきました。私自身、こういった有権者の思いを十分に理解しておりましたので、昨年12月にみんなの党が大きく変質してきたことを受けて離党をすべきか否かについて相当悩み考えました。私は、考えた結果として、自民党の補完勢力となり下がったみんなの党では自らが信じる政策実現は無理だと判断し、新しい政党の設立に加わるという決断をしました。

この時点で、代表の江田憲司は、新しい党設立の延長線上に理念政策を共有する勢力を結びつけて連携していくことを訴えてはいましたが、私自身は自らの信念を実現するために設立する新しい党が他党に吸収されることまでをも望んでいなければならず、どの程度他党と連携をすべきと考えるかについては、各議員に温度差があったと思います。

私は、8月以降の一連の協議の中で、日本維新の会の議員と侃々諤々議論しましたが、お互いの政党の持つ文化が異なることが明らかになるだけでした。

共有していても、政策実現のために十分機能する政党を作ることができると疑問であり、私がこの合流を了解するかという点は非常に重大な岐路と考えました。私は、慎重に慎重を重ねて熟慮致しました。結論から申し上げますと、悩みながらも維新の党への合流を了解するという決断をしました。

私は、自由で多様な社会を実現したいと考えています。人々が自分自身で自分の人生を決定し、心底笑顔で暮らすことができる社会です。多様な意見が尊重され、リスクをとってチャレンジすることが推奨されることにより、我が国を更に活性化させたいと考えています。一人一人の幸福を最大化するには個人の自由で多様な意志が尊重される社会でなければなりません。加えて、日本が主導して、世界中の国々の豊かで平和な発展を作り上げていくことで、日本の外交的なプレゼンスを確保したいと考えています。

私は、これらを実現するため、制度疲労を起こした現在の中央集権型官僚主導の政治システムを根底から変革していく必要があると考えます。官僚的・パターナリズムから自主自立の民間主導型社会へと日本を移行させねばなりません。そのために、日本の民主主義を更に進化させ、規制緩和による小さな政府、地方分権、行政改革や国会の機能充実といった根本的課題解決が必要です。これは2年前にみんなの党から選挙に出る際に訴えたことと何ら変わりはありません。

私自身は、戦後民主主義史の中でこれらの大胆な制度改革の実現により、日本の民主主義を更に発展させる役割を担っていると考えています。このような自分の歴史の中で使命を再定義したとき、政策実現手段の文化・考え方の異なる他党に事実上吸収されるという事に拘るよりも、合流を受け入れることで理念政策を同じくする仲間を増やし、時代の要請に合った新たな制度の創設にチャレンジをするべきとの結論に達しました。自らリスクを冒して使命を成し遂げるために努力をする方が自分らしい決断だと考えました。これからも変わらず政策実現のために、新しい党内でもリーダーシップを発揮して参ります。

